

荒天（警報発令）時の対応について(案)

鳥取県立倉吉総合産業高等学校
令和元年9月3日制定

本校における荒天時の対応は、原則、以下のとおりとします。

1 対象となる警報について

(1) 対象となる警報

「特別警報」「大雨」「洪水」「暴風」「大雪」「暴風雪」

(2) 対象となる警報発令地区

「倉吉市」に発令されている場合

※ただし、警報発令時でも天候の状況やＪＲ等公共交通機関の運行状況によっては「平常授業」とする場合があります。マチコミメールを確認してください。
※卒業証書授与式等の学校行事については、事前に指示します。

2 生徒への対応について

(1) 通常の授業日（含各学期の始業・終業日）について

【措置1】午前6時の時点で「対象となる警報」（以下、警報）が発令中の場合
「自宅待機」とする。

【措置2】午前6時から午前9時の間に警報が発令された場合

- ①自宅にいる場合は、「自宅待機」とする。
- ②登校中の場合は、各自で安全を考え、「帰宅」あるいは「登校」する。
- ③警報を知らずに登校した場合は、「教員の指示」に従う。

【措置3】午前9時までに警報が解除されていない場合

- ①「臨時休校」とする
- ②始業式・終業式は翌日（翌日が土日曜日または祝日の場合は最も近い平日）に実施する。

【措置4】午前9時までに警報が解除になった場合

- ①「登校してSHR後、4時限目から授業」を行う。
- ②SHRは、12時35分に各教室で行う。
- ③ただし、通学に利用する交通機関が運休等で登校が困難な場合には「自宅待機」とするが、その際は学校に連絡すること。
学校がやむを得ない事情と認めた場合は、「出席扱い」とする。

【措置5】登校後に警報が発令された場合

安全や交通機関の状況等を総合的に判断をした上で、生徒に対応を指示する。

【措置6】休日に警報が発令された場合

部活動等で出校する時に警報が発令された場合は、原則、部活動等は中止とする。
また、登校後の警報発令等の場合は、措置5に準じ、顧問の指示に従って行動すること。
なお、大会等については、顧問の指示に従うこと。
模擬試験等で天候の悪化が予想される場合は、生徒に事前に対応を指示する。

<概要>

6時	7時	8時	9時	10時	11時～
【措置1】 午前6時の時点で警報が発令中の場合 ⇒「自宅待機」とする			【措置4】 午前9時までに警報が解除になった場合 ⇒①「登校してSHR後、4限目から授業」を行う ②SHRは、12時35分に各教室で行う ③ただし、通学に利用する交通機関が運休等で登校が困難な場合には「自宅待機」とするが、その際は学校に連絡すること。		
【措置2】 午前6時から午前9時の間に警報が発令された場合 ⇒①自宅にいる場合は「自宅待機」とする ②登校中の場合は、各自で安全を考え「帰宅」または「登校」する ③登校した場合は「教員の指示」に従う					
【措置3】 午前9時までに警報が解除されていない場合 ⇒「臨時休校」とする ⇒始業式・終業式は翌日（翌日が土日曜日または祝日の場合は最も近い平日）に実施する。					
【措置5】 登校後に警報が発令された場合 ⇒安全や交通機関の状況等を総合的に判断をした上で、生徒に対応を指示する。					
【措置6】 休日に警報が発令された場合 ⇒部活動等で出校する時に警報が発令された場合は、原則、部活動等は中止とする。 また、登校後の警報発令等の場合は、措置5に準じ、顧問の指示に従って行動すること。 なお、大会等については、顧問の指示に従うこと。 模擬試験等で天候の悪化が予想される場合は、生徒に事前に対応を指示する。					

(2) 定期考査日及び午前中授業設定日について（各学期の始業・終業日は除く）

【措置1】 午前6時の時点で警報が発令中の場合

「臨時休校」とする

【措置2】 定期考査の実施について

次の登校日に、実施予定の考査に加え、臨時休校日に予定されていた考査を実施する。

また、臨時休校日が考査最終日の場合は、次の登校日に臨時休校日の考査を実施後、引き続き授業を行う。昼食を準備すること。

<概要>

6時	7時	8時	9時	10時	11時～
【措置1】 午前6時の時点で警報が発令中の場合 ⇒「臨時休校」とする					
【措置2】 定期考査の実施について ⇒次の登校日に、実施予定の考査に加え、臨時休校日に予定されていた考査を実施する。 また、臨時休校日が考査最終日の場合は、次の登校日に臨時休校日の考査を実施後、引き続き授業を行う。昼食を準備すること。					